

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成28年10月

奈良県人事委員会

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差に基づく給与改定
- 5 給与改定内容
- 6 扶養手当の見直し
- 7 モデル給与例
- 8 給与勧告の実施状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者14,841人(再任用職員等を除く)であり、昨年より339人の減となっています(行政職については、3,468人で昨年より29人の減)。
また、対象職員の平均年齢は42.0歳で、昨年より0.3歳低下となっています(行政職については、昨年より0.2歳低下)。

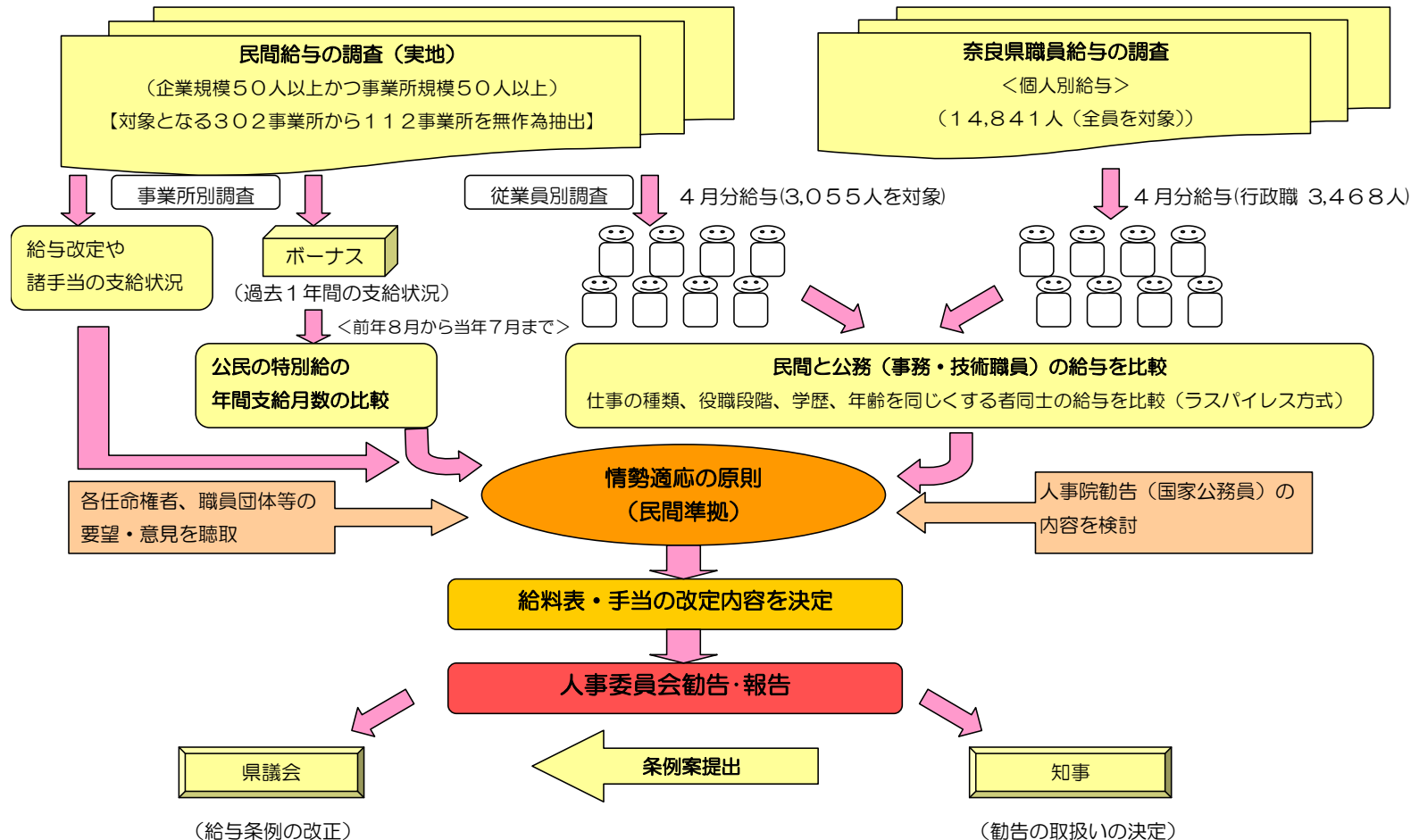
	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	H28年4月	H27年4月	増減	H28年4月	H27年4月	増減
全職種	14,841	15,180	△ 339	42.0	42.3	△ 0.3
行政	3,468	3,497	△ 29	42.8	43.0	△ 0.2
公安	2,463	2,445	18	38.2	38.5	△ 0.3
教育(二)	2,371	2,388	△ 17	45.4	45.7	△ 0.3
教育(三)	6,098	6,209	△ 111	41.6	42.2	△ 0.6
教育(四)	-	9	-	-	46.2	-
研究	200	195	5	43.1	43.0	0.1
医療(一)	22	44	△ 22	38.0	42.1	△ 4.1
医療(二)	121	152	△ 31	45.2	46.2	△ 1.0
医療(三)	60	199	△ 139	40.8	38.2	2.6
福祉	36	40	△ 4	45.9	45.4	0.5
任期研究	2	2	0	36.3	35.3	1.0

(平成28年4月1日現在)

2 給与勧告の手順

奈良県人事委員会では、公民給与の比較の基礎とするため、奈良県職員と民間の給与を調査しています。その結果に基づいて、公民の4月分の給与（月例給）を精密に比較して得られた公民の給与較差を解消することを基本に勧告を行っています。

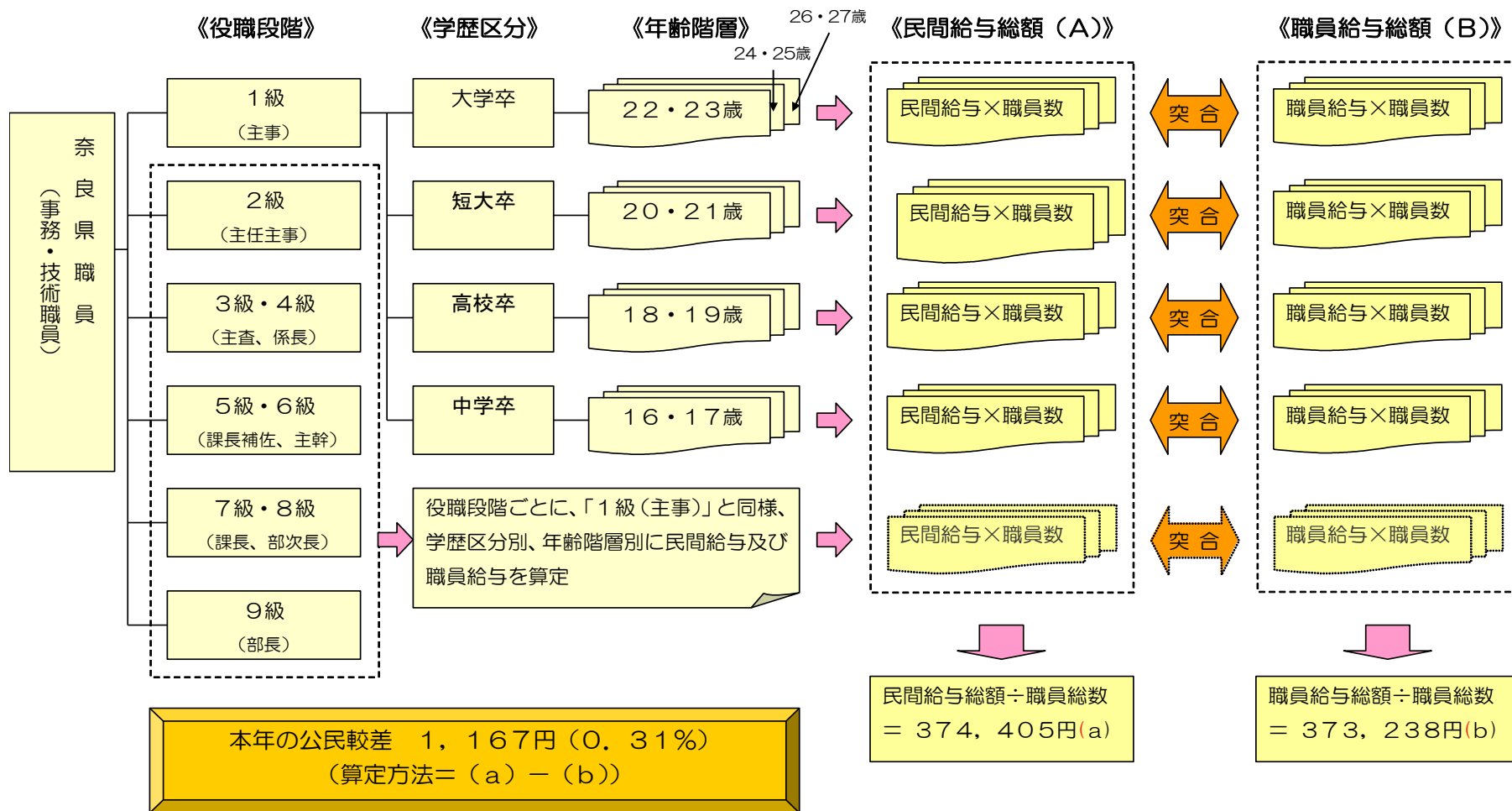
また、特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、その結果得られた年間支給割合に奈良県職員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の奈良県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度差があるかを算出しています。

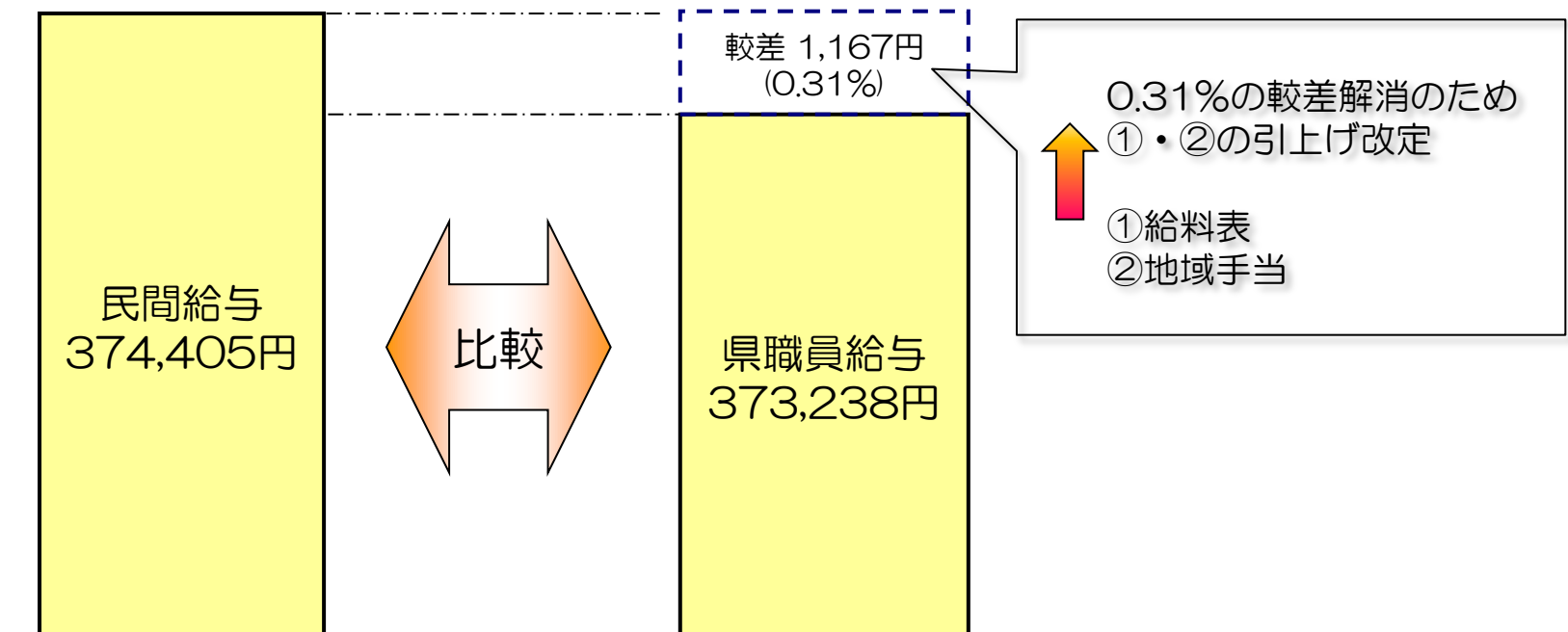
具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴区分、年齢階層別の奈良県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに奈良県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



4 民間給与との較差に基づく給与改定

本年の民間給与との較差を解消するため、以下のとおり月例給与の改定を行うこととしました。

【月例給与の公民較差】



5 給与改定内容

本年の給与改定

1 給料表

人事院勧告に準拠することを基本に改定

民間との間で相当の差が生じている初任給を引上げ（行政職給料表で1,500円）

若年層についても同程度の改定。

2 地域手当

給与制度の総合的見直しにおいて平成29年度に予定していた引上げ改定の部分的前倒しにより、一律0.2%引上げ

3 初任給調整手当

医療職給料表(一)の改定状況を勘案し所要の改定

4 期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数を0.10月分引上げ 4.20月→4.30月分

引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、勤勉手当に配分

5 実施時期

給料表、地域手当及び初任給調整手当：平成28年4月1日

勤勉手当：平成28年12月1日

その他改正する事項

◇ 人事評価結果の給与への反映における仕事と家庭生活の両立支援制度の取扱い

育児休業・育児のための部分休業・介護休暇により勤務しなかった時間がある場合であっても、昇給・勤勉手当において直ちに不利にならないよう取り扱う

人事院が本年勧告した介護時間制度と同様の制度を整備する際も、同様の取扱いが必要

平成29年度の制度改正

◇ 配偶者及び子に係る扶養手当

配偶者に係る扶養手当の手当額をその他の扶養親族と同額とし、子に係る手当額を引上げ

配偶者：13,000円→6,500円（一部職員に対しては3,500円または支給せず） 子：6,500円→10,000円

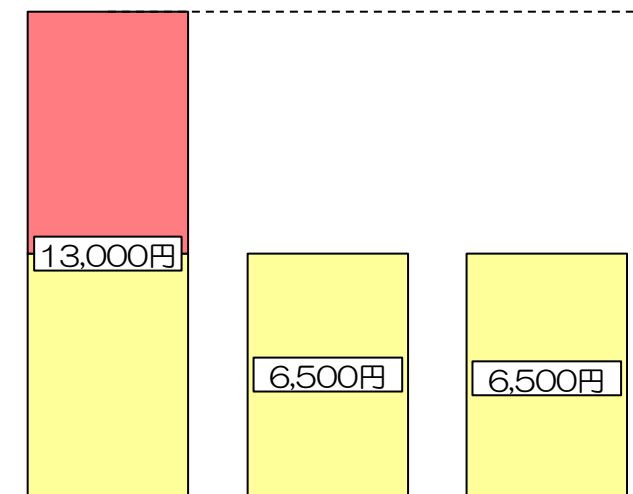
6 扶養手当の見直し

見直しのポイント

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ
(配偶者及び父母等：6,500円、子：10,000円)

本庁部長級（行政職給料表9級相当）の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。本庁部次長級（行政職給料表8級相当）の職員には、3,500円支給

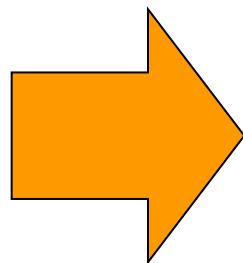
<現行>



配偶者

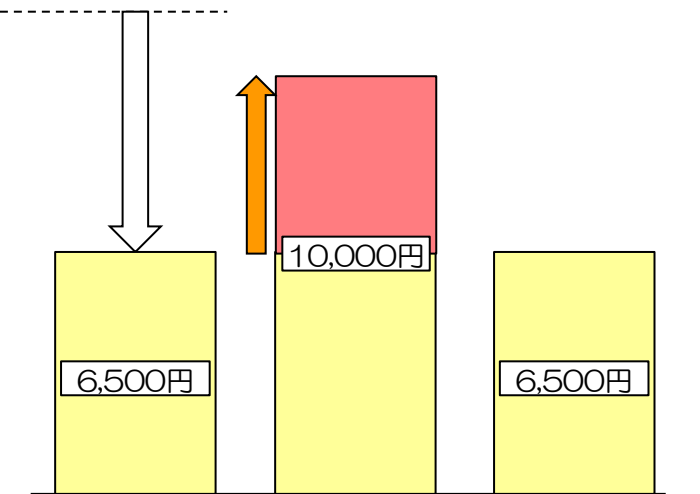
子

父母等



受給者への影響をできるだけ少なくする観点から段階的に実施

<見直し後>



配偶者

子

父母等

本庁部長級は
不支給
本庁部次長級は
3,500円

本庁部長級は
不支給
本庁部次長級は
3,500円

7 モデル給与例

区分	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差 (円)
			月額 (円)	年間給与 (円)	月額 (円)	年間給与 (円)	
主 事 (高卒新採)	18歳	独 身	157,195	2,542,000	159,078	2,588,000	46,000
主 事 (大卒新採)	22歳	独 身	193,381	3,127,000	195,333	3,178,000	51,000
主 事	25歳	独 身	212,266	3,432,000	214,253	3,486,000	54,000
主任主事	30歳	配偶者	263,117	4,233,000	264,989	4,288,000	55,000
主 査	35歳	配偶者、子1人	315,656	5,133,000	316,994	5,186,000	53,000
主 査	40歳	配偶者、子2人	357,750	5,879,000	358,851	5,934,000	55,000
係 長	45歳	配偶者、子2人	409,656	6,740,000	410,855	6,802,000	62,000
課長補佐	50歳	配偶者、子2人	439,196	7,220,000	440,451	7,285,000	65,000
課 長	—	配偶者、子1人	563,897	9,009,000	565,389	9,085,000	76,000
部次長	—	配偶者	607,152	10,025,000	608,726	10,116,000	91,000
部 長	—	配偶者	683,851	11,332,000	685,570	11,434,000	102,000

(注) 1. 給与月額欄は、特例条例による給与減額措置がないものとした場合で算出。

2. モデル給与例の給与月額は、給料、扶養手当、管理職手当及び地域手当（下記参照）を基礎に算出。

○ 地域手当 : 本庁勤務（勧告前：5.5%、勧告後：5.7%）

○ 管理職手当 : 課長（80,100円）、部次長（103,700円）、部長（128,900円）

8 給与勧告の実施状況

県職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給与又は特別給与の減額による年間給与の減少又は据置きの傾向が平成25年まで続いていましたが、本年は、3年連続で年間給与が増額となりました。

年	改定内容		公民較差		改定後		すき枠	特別給			平均年間給与		備考
	+	▲	額	率	額	率		改定前	改定後	差	額	率	
	マ	ナ											
28	+	+	1,167	0.31	1,162	0.31	5	4.20	4.30	0.10	60,000	1.0	・月例給、特別給ともに3年連続の引上げ改定
27	+	+	1,548	0.41	1,546	0.41	2	4.10	4.20	0.10	63,000	1.0	・月例給、特別給ともに2年連続の引上げ改定
26	+	+	892	0.23	875	0.23	17	3.95	4.10	0.15	72,000	1.2	・月例給、特別給ともに7年振りの引上げ改定 ・平成27年度以降給与制度の総合的見直し
25	-	-	48	0.01	0	0.00	48	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・2年連続、月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは3年連続)
24	-	-	▲135	▲0.04	0	0.00	▲135	3.95	3.95	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り (特別給改定見送りは2年連続)
23	▲	-	▲952	▲0.25	▲1,154	▲0.30	202	3.95	3.95	0.00	▲19,000	▲0.3	・月例給は3年連続引下げ ・特別給は3年ぶりの改定見送り
22	▲	▲	▲383	▲0.10	▲402	▲0.10	19	4.15	3.95	▲0.20	▲88,000	▲1.4	・2年連続、月例給、特別給ともに引下げ (同時引下げは、2年連続4度目(H14、15、21、22)) ・特別給が4.0月を下回ったのは、昭和38年の3.9月以来、47年ぶり
21	▲	▲	▲1,161	▲0.29	▲1,130	▲0.28	▲31	4.50	4.15	▲0.35	▲163,000	▲2.4	・4年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は6年振りに引下げ改定 (過去最大の0.35月引下げ改定)
20	-	-	293	0.07	0	0.00	293	4.50	4.50	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
19	+	+	1,308	0.32	1,302	0.31	6	4.45	4.50	0.05	42,000	0.6	・6年振りに月例給の引上げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定
18	-	-	▲272	▲0.07	0	0.00	▲272	4.45	4.45	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り
17	▲	+	▲1,798	▲0.43	▲1,475	▲0.36	▲323	4.40	4.45	0.05	▲3,000	▲0.04	・2年振りに月例給の引下げ改定 ・特別給は0.05月の引上げ改定 ・平成18年度以降給与と構造の見直し
16	-	-	▲147	▲0.04	0	0.00	▲147	4.40	4.40	0.00	0	0.0	・月例給・特別給とも改定見送り ・6年振りに年間給与が前年水準を維持
15	▲	▲	▲4,519	▲1.08	▲4,517	▲1.08	▲2	4.65	4.40	▲0.25	▲184,000	▲2.6	・5年連続年間給与の減少(過去最大) ・2年連続のマイナス勧告
14	▲	▲	▲8,627	▲2.04	▲8,605	▲2.04	▲22	4.70	4.65	▲0.05	▲171,000	▲2.4	・4年連続年間給与の減少 ・給与勧告制度創設以来初のマイナス勧告
13	+	▲	299	0.07	299	0.07	0	4.75	4.70	▲0.05	▲18,000	▲0.3	・3年連続年間給与の減少 ・特例一時金
12	+	▲	499	0.12	491	0.12	8	4.95	4.75	▲0.20	▲77,000	▲1.1	・2年連続年間給与の減少
11	+	▲	1,019	0.25	957	0.24	62	5.25	4.95	▲0.30	▲105,000	▲1.5	(この当時、特別給の下げ幅0.30月は過去最大)